○農林水産省令第六十四号

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十一号）の施行に伴い、並びに家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）及び家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百六十九号）の規定に基づき、並びに家畜改良増殖法を実施するため、家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月二十八日

農林水産大臣　野上浩太郎

家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令

（家畜改良増殖法施行規則の一部改正）

第一条　家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　種畜等（第一条―第十四条）	第一章　種畜等（第一条―第十四条）
第二章　家畜人工授精及び家畜受精卵移植	第二章　家畜人工授精及び家畜受精卵移植（第十五条―第三十三条）
第一節　家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十五条―第二十条）	（新設）
第二節　家畜人工授精師（第二十一条―第三十一条）	（新設）
第三節　家畜人工授精所（第三十二条―第四十条）	（新設）
第四節　特定家畜人工授精用精液等の特例（第四十一条―第四十四条）	第二章の二　家畜登録事業（第三十三条の二―第三十三条の五）
第二章の二　家畜登録事業（第四十五条―第四十八条）	第三章　雑則（第三十四条―第三十六条）
第三章　雑則（第四十九条―第五十二条）	附則
附則	**第二章**　家畜人工授精及び家畜受精卵移植
第二章　家畜人工授精及び家畜受精卵移植	（新設）
第一節　家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等	**第十五条**　（略）
第十五条　（略）	（輸入受精卵に係る証明書の記載事項）
（輸入受精卵に係る証明書の記載事項）	**第十七条の十三**　法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。
第十七条の十三　法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体内受精卵にあつては次のとおりとする。	一　当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜）の名前
一　当該家畜体内受精卵を採取するために種付けの用に供した雄の家畜（家畜人工授精用精液を注入した場合にあつては、当該家畜人工授精用精液の採取の用に供した雄の家畜。第四十二条第一項第二号ロにおいて同じ。）の名前	二～八　（略）
二～八　（略）	2　法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。
2　法第十四条第二項第一号への農林水産省令で定める事項は、家畜体外受精卵にあつては次のとおりとする。	一・二　（略）
一・二　（略）	三　当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜（そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号において同じ。）の名前
三　当該家畜体外受精卵に係る家畜卵巣の採取の用に供した雌の家畜（そのとたいから家畜卵巣を採取した雌の家畜を含む。第七号及び第四十二条第一項第三号ロにおいて同じ。）の名前	四～八　（略）
四～八　（略）	